

熊原第20-001号
令和2年1月15日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書に係る変更の届出

令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請した核燃料物質の加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第2項の規定に基づき、別記のとおり届出いたします。

別 記

1. 変更の内容

- (1) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請をした申請書別紙の記載事項の「三、工事工程表」について、以下のとおり変更する。(変更箇所を下線で示す。)

(変更前)

三、工事工程表

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号をもって設計及び工事の方法の認可のあった加工施設に係る工事工程表を別添1に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する核燃料物質の加工施設に関する設計及び工事の方法の認可(以下「設工認」という。)が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

(変更後)

三、工事工程表

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号及び令和元年12月2日付け原規規発第1912022号をもって設計及び工事の方法の認可のあった加工施設に係る工事工程表を別添1に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する核燃料物質の加工施設に関する設計及び工事の方法の認可(以下「設工認」という。)が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出する。

- (2) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請をした申請書別紙の記載事項の「四、検査を受けようとする事項、期日及び場所」のうちの「イ. 事項」について、以下のとおり変更する。(変更箇所を下線で示す。)

(変更前)

四、検査を受けようとする事項、期日及び場所

イ. 事項

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号をもって設工認の認可を受けた加工施設に係る検査事項を別添2に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

(変更後)

四、検査を受けようとする事項、期日及び場所

イ. 事 項

令和元年10月8日付け原規規発第1910082号及び令和元年12月2日付け原規規発第1912022号をもって設工認の認可を受けた加工施設に係る検査事項を別添2に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

- (3) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請をした申請書別紙の記載事項の「別添1 工事工程表」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

- (4) 令和元年11月7日付け熊原第19-035号をもって申請をした申請書別紙の記載事項の「別添2 検査事項」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付3に示す。

(変更後)

添付4に示す。

2. 変更の理由

- ・ 令和元年12月2日付け原規規発第1912022号をもって認可された核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法の内容を反映する。
- ・ 使用前検査の予定を変更する。

以上

別添 2

(変更前)

検査事項 (注1)

認可番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	設備配置検査				材料検査 材料	臨界防止検査		作動検査 作動		
						外観	配置	員数	据付		単一	複数			
令和元年度 10月8日付け 原規規発 第1910082号	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2粉末受入室	輸送容器搬送コンベア No. 1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○		
				輸送容器搬送コンベア No. 1-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 1-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶搬送コンベア No. 1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
				輸送容器搬送コンベア No. 2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
				輸送容器搬送コンベア No. 2-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶移載装置 No. 2-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
				粉末缶搬送コンベア No. 2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2-1貯蔵室	原料保管設備D型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
			原料搬送設備 No. 2	粉末スタッカクレーン	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料搬送設備 No. 2	粉末缶コンベア	改造	○	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2粉末受入室	原料搬送設備 No. 2	粉末缶受台	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			(注2)	原料搬送設備 No. 2	粉末缶台車	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2-2貯蔵室	原料保管設備E型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 1	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 2	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 3	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2粉末受入室	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 4	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○		
		(注3)	保管容器F型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)	—		
		(注4)	保管容器F型 (中性子吸収板1型内蔵型)	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)	—		
		第2加工棟	第2ペレット保管室	ペレット保管ラックB型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	—	
				ペレット搬送設備 No. 3	ペレットスタッカクレーン	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		(注5)	保管容器G型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)	—		
		第2加工棟	第2-2燃料棒加工室	ペレット保管ラックE型 No. 2-1	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	—	
				第2燃料棒保管室	燃料棒保管ラックB型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	—
					燃料棒保管ラックB型 No. 2	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	—
			第2燃料棒保管室 第2-1燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒スタッカクレーン	改造	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
				燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒トレイコンベア	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
				(注6)	保管容器H型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)	—
		第2-1組立室	燃料集合体保管ラックE型 No. 1	—	撤去	○	—	—	—	○	—	—	—		

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

注2 第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室

注3 第2加工棟/第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2分析室、第2開発室、第1加工棟/第1-1輸送物保管室

注4 第2加工棟/第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2分析室、第2開発室、第1-3貯蔵棟/第1-3貯蔵容器保管室、第1加工棟/第1-1輸送物保管室

注5 第2加工棟/第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2ペレット保管室、第2-1ペレット検査室、第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室

第1加工棟/第1-1輸送物保管室

注6 第2燃料棒保管室、第2-1燃料棒検査室、第2-1組立室

注7 当該の設備・機器は、設置場所の各設備・機器に含めて単一ユニットを構成するため、当該の設備・機器に対する複数ユニット検査は不要。

別添 2

(変更後)

検査事項(注1)

認可番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	設備配置検査				材料検査 材料	臨界防止検査		作動検査 作動	
						外観	配置	員数	据付		単一	複数		
令和元年度10月8日付け原規規発第1910082号	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2粉末受入室	輸送容器搬送コンベア No. 1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	
				輸送容器搬送コンベア No. 1-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○
				粉末缶移載装置 No. 1-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○
				粉末缶移載装置 No. 1-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○
				粉末缶搬送コンベア No. 1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○
				輸送容器搬送コンベア No. 2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○
				輸送容器搬送コンベア No. 2-2	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	○
				粉末缶移載装置 No. 2-1	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○
			粉末缶移載装置 No. 2-2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
			粉末缶搬送コンベア No. 2	—	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第2-1貯蔵室	原料保管設備D型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	—
				原料搬送設備 No. 2	粉末スタッカクレーン	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○
				原料搬送設備 No. 2	粉末缶コンベア	改造	○	○	○	○	○	○	(注7)	○
			第2粉末受入室	原料搬送設備 No. 2	粉末缶受台	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○
		(注2)		原料搬送設備 No. 2	粉末缶台車	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2-2貯蔵室	原料保管設備E型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	○	—	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 1	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 2	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 3	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○	
		第2粉末受入室	原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機 No. 4	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	○		
		(注3)	保管容器F型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)	—	
		(注4)	保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)	—	
		第2加工棟	第2ペレット保管室	ペレット保管ラックB型 No. 1	—	改造	○	○	○	○	○	○	—	
				ペレット搬送設備 No. 3	ペレットスタッカクレーン	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○
		(注5)	保管容器G型	—	変更なし	○	○	○	—	○	○	(注7)	—	
		第2加工棟	第2-2燃料棒加工室	ペレット保管ラックE型 No. 2-1	—	改造	○	○	○	○	○	○	—	
燃料棒保管ラックB型 No. 1	—			改造	○	○	○	○	○	○	—			
第2燃料棒保管室	燃料棒保管ラックB型 No. 2		—	改造	○	○	○	○	○	○	—			
	燃料棒搬送設備 No. 7		燃料棒スタッカクレーン	改造	○	○	○	○	○	○	(注7)	○		
	燃料棒搬送設備 No. 7		燃料棒トレイコンベア	変更なし	○	○	○	○	○	○	(注7)	○		
第2燃料棒保管室 第2-1燃料棒検査室	(注6)		保管容器H型	—	変更なし	○	○	○	○	○	(注7)	—		
第2-1組立室	燃料集合体保管ラックE型 No. 1		—	撤去	○	—	—	—	○	—	—			
令和元年度12月2日付け原規規発第1912022号	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-1作業支援室	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管箱 No. 2	撤去	○	—	—	—	—	—		
				試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	撤去	○	—	—	—	—	—	—	
	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2-1作業支援室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ(局所排気系統)	フィルクユニット(設備排気用)	部分撤去	○	—	—	—	—	—		
				気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ(局所排気系統)	ダクト	部分撤去	○	—	—	—	—	—	—	
	その他の加工施設	第2加工棟	第2-1作業支援室	試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去	○	—	—	—	—	—		
				試験開発設備	粉末粉砕分装置	撤去	○	—	—	—	—	—		
				試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去	○	—	—	—	—	—		
				試験開発設備	小型粉末粉砕分装置	撤去	○	—	—	—	—	—		
				試験開発設備	試験設備フード	撤去	○	—	—	—	—	—		
				試験開発設備	試験設備ベース	撤去	○	—	—	—	○	—		
第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室			通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	仮移設	—	—	—	—	—	—	—		
			火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	仮移設	—	—	—	—	—	—	—		
屋外(第2加工棟西側)	緊急設備	非常用照明	仮移設	—	—	—	—	—	—	—				
	緊急設備	誘導灯	仮移設	—	—	—	—	—	—	—				
			消火設備	屋外消火栓	仮移設	—	—	—	—	—	—			

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する。

注2 第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室

注3 第2加工棟/第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2分析室、第2開発室、第1加工棟/第1-1輸送物保管室

注4 第2加工棟/第2粉末受入室、第2-1貯蔵室、第2-2貯蔵室、第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2分析室、第2開発室、第1-3貯蔵棟/第1-3貯蔵容器保管室、第1加工棟/第1-1輸送物保管室

注5 第2加工棟/第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2ペレット保管室、第2-1ペレット検査室、第2-1燃料棒加工室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第1加工棟/第1-1輸送物保管室

注6 第2燃料棒保管室、第2-1燃料棒検査室、第2-1組立室

注7 当該の設備・機器は、設置場所の各設備・機器に合せて単一ユニットを構成するため、当該の設備・機器に対する複数ユニット検査は不要。